

十条地区まちづくり全体協議会

十条北ブロック部会会報

第27号

令和5年10月

発行：十条地区まちづくり全体協議会・十条北ブロック部会

第27回十条北ブロック部会を開催します。

関東大震災100年の節目を迎えるにあたり1点ご報告し、その後、主要生活道路、新たな防火規制区域、地区計画の案について現在の状況をご説明し、地区計画の案について話し合います。

どなたでも、自由にご参加ください。

日にち：令和5年11月3日（金・祝）

時間：午前10時～12時（予定）

会場：北ノ台スポーツ多目的広場 体育館（上十条5-14-4）

報告

- (1) 関東大震災100年 改めて地震災害を考える

議題

- (1) 主要生活道路の進捗等について
- (2) 新たな防火規制区域の導入（赤羽西3丁目、西が丘2丁目の一部への拡大）について
- (3) 地区計画の案について



【お問い合わせ先】



十条地区まちづくり全体協議会・ブロック部会事務局

北区 防災まちづくり部 防災まちづくり担当課（大谷・高杉・丸山）

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 第一庁舎7階

電話：03-3908-9162（直通）

FAX：03-3908-2244

第26回 十条北ブロック部会の主な内容

開催日時 令和5年3月23日（木）午後6時30分～8時00分

開催場所 上十条五丁目 町会会館

- 議 題
- (1) 住宅市街地整備計画（十条北地区）の改定について
 - (2) 「地区計画制度」の導入について



第26回 十条北ブロック部会の様子

議題（1）について（■：主な意見 ⇒：事務局の回答）

- 道路拡幅が進捗しないなか、地震や火事が発生してしまうことが懸念。どう考えているか。
⇒密集事業は、地権者の協力が前提の事業であり、性質上時間がかかる。このため防災訓練をはじめとするソフト対策も非常に重要。ハード・ソフトの両面からアプローチしていく必要がある。
- 小型の消防車を導入すれば、道路を広げなくても消防活動ができるのではないか。
⇒救急車両の通行や搬送作業に必要な空間の確保のためにも、道路拡幅整備を進めたい。
- 道路拡幅後の交通量調査・シミュレーションは行ったのか。
⇒交通量調査は行っていない。
- 事業化して10年経過したが、ほとんど進捗せず。絵にかいた餅だ。
⇒事業進捗が芳しくないのは事実としてある。絵にかいた餅とならないよう対象路線を絞ることで着実に進めていきたい。なお、事業の実績としてA路線で3件の用地を取得済
- （補助83号線のように）事業区域を分割してはどうか。
⇒A路線は区画を概ね3分割している。現在は中央の区道部分の用地折衝を進行中
- 無電柱化の予定はあるか。
⇒予定はない。
- 道路拡幅の予定があるにも関わらず、なぜ建物が拡幅予定の区域にはみ出て建築されるのか。
⇒密集事業は任意事業なので、建築時に道路の拡幅予定ラインまで後退させる強制力はない。建主にお願いはしているものの、拒否されることもあり、建物がはみ出て建ってしまうのが現状だ。

議題（2）について（■：主な意見 ⇒：事務局の回答）

- あらかじめ出来上がっている資料があるならば、事前に配付いただきたい。
⇒資料はあらかじめ出来上がっておらず、本日完成したものを配付。法律上の用語も多く、分かりづらい点は申し訳ない。質問等があれば、後日でも構わないので区まで問合せいただきたい。
- 十条北地区では現在、地区計画は定まっておらず、これから策定を検討していきたいという理解でよいか。
⇒お見込のとおり、十条北地区では「地区計画」は定まっていない。これから地域の皆さまと検討を進めていきたい。
- 主要生活道路A路線、C路線という計画はあるのか。
⇒「密集事業」として道路や公園整備の計画はあり、その中で主要生活道路A路線、C路線といった位置付けがある。なお、当該計画は令和5年度に改定の予定である。
- 地区計画の策定期間は決まっているのか。
⇒策定期間は決まっていない。住民の皆さまと話し合いのうえで決めていく。